

三重とこわか国体 中央競技役員数及び同所要経費基準(案)

1 中央競技役員数

競技名		人数
1	陸上競技	25
2	水泳	75
3	サッカー	76
4	テニス	6
5	ボート	20
6	ホッケー	34
7	ボクシング	37
8	バレーボール	9
	ビーチバレーボール	11
9	体操	84
10	バスケットボール	36
11	レスリング	55
12	セーリング	31
13	ウエイトリフティング	10
14	ハンドボール	38
15	自転車	20
16	ソフトテニス	7
17	卓球	11
18	軟式野球	14
19	相撲	21
20	馬術	33

競技名		人数
21	フェンシング	37
22	柔道	34
23	ソフトボール	16
24	バドミントン	14
25	弓道	2
26	ライフル射撃	34
27	剣道	29
28	ラグビーフットボール	11
29	スポーツクライミング	18
30	カヌー（SP）	20
	カヌー（SL・WW）	18
31	アーチェリー	6
32	空手道	48
33	クレール射撃	25
34	なぎなた	26
35	ボウリング	13
36	ゴルフ	13
37	トライアスロン	7
38	高等学校野球	6
合 計		1,030

2 中央競技役員所要経費基準

(1) 交通費

ア 運賃は、各競技役員が居住する都道府県の県庁所在地最寄り駅から、各競技会場所在地最寄り駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定する。

イ 急行・特急料金及び航空運賃は、三重県の「職員の旅費に関する条例」に準ずる。

(2) 宿泊費及び諸費

ア 宿泊費

第76回国民体育大会宿泊要項で定める料金 × 宿泊日数（競技役員業務従事日数+1日）

イ 諸費

2,200円 ×（宿泊日数+1日）

※ 支給期間は、原則として競技日数に1日を加えた日数を上限とする。

※ ただし、総合開会式日前日に監督会議、代表者会議等がある競技については総合開会式日を競技日数に含める。

※ 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。